

証券コード 9012
2025年6月10日

株 主 の 皆 様 へ

埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地
秩 父 鉄 道 株 式 会 社
代表取締役社長 牧 野 英 伸

第202期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第202期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.chichibu-railway.co.jp>

（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「秩父鉄道」または「コード」に当社証券コード「9012」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月26日(木曜日) 午前10時

2. 場 所 埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地
秩父鉄道株式会社 本社会議室
(末尾のご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項
1. 第202期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第202期(2024年4月1日から2025年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

〇会社法改正により、電子提供措置事項について前頁の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「会社の体制及び方針」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- 〇当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 〇当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきます。
- 〇株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 〇電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

周知性の向上及び手続きの合理性を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。	第1章 総則 (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u>

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 ・ 当 社 に お け る 地 位 ・ 担 当 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有 する当社の 株 式 数
1	まきのひでのぶ 牧 野 英 伸 (1962年 7 月26日生)	1985年 4 月 秩父セメント株式会社入社 2011年 4 月 太平洋セメント株式会社 中部北陸支店業務部長 2013年 3 月 太平洋セメントU. S. A. 株式会社副社長 2016年 4 月 太平洋セメント株式会社法務部長 2020年 4 月 同社執行役員人事部長 2022年 4 月 当社常務執行役員 2022年 6 月 当社代表取締役社長（現任）	779株
		【選任理由】 牧野英伸氏は、太平洋セメント株式会社での要職を歴任され豊富な経験と高い見識を有しております。2022年からは代表取締役社長を務めており、当社グループの経営を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。	
2	さかもとまさみ 坂 本 昌 己 (1965年 3 月22日生)	1989年 4 月 当社入社 2012年 7 月 当社企画部 部長 2013年 7 月 当社企画部 部長兼総務部 部長 2015年 4 月 当社執行役員企画部長兼総務部長 2015年 7 月 当社執行役員企画部長 2019年 6 月 当社取締役執行役員企画部長 2022年 4 月 当社取締役常務執行役員企画部長 2023年 4 月 当社取締役常務執行役員 グループ観光統括部長 2025年 1 月 当社取締役常務執行役員 鉄道事業本部長兼鉄道企画室長（現任） [当社における担当] 鉄道事業本部	1,116株
		【選任理由】 坂本昌己氏は、2019年から取締役として当社の経営に従事し、現在は鉄道事業本部の担当役員として当社グループの発展に大きく貢献しております。経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。	

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 ・ 当 社 に お け る 地 位 ・ 担 当 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有 する当社の 株 式 数
3	たか はし やす のり 鷹 啄 泰 則 (1964年10月26日生)	1989年12月 当社入社 2012年 7 月 当社事業部 部長 2015年 4 月 当社執行役員事業部長 2018年 4 月 当社執行役員人事部長 2022年 6 月 当社取締役執行役員人事部長 2025年 1 月 当社取締役執行役員観光事業本部長兼 人事部長（現任） [当社における担当] 観光事業本部、人事部、不動産事業部	1,116株
	【選任理由】 鷹啄泰則氏は、2022年から取締役として当社の経営に従事し、現在は観光事業本部、人事部及び不動産事業部の担当役員として当社グループの発展に大きく貢献しております。経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、引き続き取締役候補者としております。		
4	あら ふね しん いち 荒 船 慎 一 (1966年 1 月 7 日生)	1984年 4 月 当社入社 2015年12月 当社列車区 区長 2021年 2 月 当社運輸部運転課 課長 2022年 4 月 当社運輸部 次長 2023年 4 月 当社執行役員運輸部長（現任） [当社における担当] 運輸部、技術部	623株
	【選任理由】 荒船慎一氏は、2023年から執行役員に就任し、現在は運輸部及び技術部の担当として、また、鉄道事業における安全統括管理者として、当社グループの発展に大きく貢献しております。経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、当社グループの持続的な企業価値向上を目指すにあたり適切な人材と判断したため、取締役候補者としております。		
5	あい だ てつ や 會 田 哲 也 (1959年10月27日生)	1991年 4 月 弁護士登録（東京弁護士会） 村上法律事務所 1996年 4 月 あぼろ法律事務所（現任） 2023年 6 月 当社社外取締役（現任）	一株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 會田哲也氏は、弁護士としての企業法務に関する豊富な経験・見識等を活かし、幅広い視点からの助言等をしていただけると期待したため、引き続き社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外取締役以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。		

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴 ・ 当 社 に お け る 地 位 ・ 担 当 重 要 な 兼 職 の 状 況	候補者の有 する当社の 株 式 数
	そ ね はら まさ ひろ 曾 根 原 正 宏 (1952年 6 月21日生)	1979年 4 月 寶登山神社入社 2014年 4 月 長瀬町文化財保護審議会委員長（現任） 2019年 3 月 寶登山神社宮司（現任） 2019年 6 月 宝登興業株式会社社外取締役（現任）	一株
6	【選任理由及び期待される役割の概要】 曾根原正宏氏は、寶登山神社宮司や長瀬町文化財保護審議会委員長を務めるなど、当社沿線の発展に深く関わっており、その豊富な経験・見識等を活かし、幅広い視点からの助言等をしていただけると期待したため、社外取締役候補者としております。なお、同氏は社外取締役以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しております。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 會田哲也氏及び曾根原正宏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 會田哲也氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ています。會田哲也氏及び曾根原正宏氏の選任が承認された場合には、独立役員となる予定であります。
4. 社外取締役候補者會田哲也氏に関する事項
- (1) 過去 5 年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
- (2) 會田哲也氏の当社での社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって 2 年となります。
- (3) 当社は會田哲也氏との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額としております。なお、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 社外取締役候補者曾根原正宏氏に関する事項
- (1) 過去 5 年間に他の会社の取締役、執行役又は監査役であって、その在任中に当該他の会社において法令、定款違反その他不正な業務遂行が行われた事実については、該当事項はありません。
- (2) 曾根原正宏氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額といたします。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 当社は、全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償請求によって生じる損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合には、各氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。又、当社は、2026 年 4 月に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 「候補者の有する当社の株式数」には、役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

コーポレート・ガバナンスの強化を図るため、監査役を1名増員することといたしたく、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
ふじのたかお 藤野孝男 (1964年3月6日生)	1982年4月 当社入社 2018年2月 当社列車区 区長代理 2022年6月 当社列車区 区長 2024年10月 当社運輸部運転課（現任）	－ 株
【選任理由】 藤野孝男氏は、当社の業務執行者として豊富な経験と高い見識を有しており、職務を適切に遂行できると判断したため、監査役候補者といたしました。		

(注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償請求によって生じる損害を、当該保険契約により填補することとしております。藤野孝男氏が監査役に選任され就任した場合には、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、2026年4月に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任につきましては、就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴・当社における地位・重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株数
おけしおさむ 桶師修 (1971年10月3日生)	1995年4月 秩父小野田株式会社入社 2022年4月 太平洋セメント株式会社総務部IR広報グループリーダー 2024年4月 同社事業企画管理部管理グループリーダー 2025年4月 同社グループ戦略推進部事業管理グループリーダー (現任)	一株
【選任理由】 桶師修氏は、太平洋セメント株式会社の業務執行者として豊富な経験・見識等を有しており、職務を適切に遂行できると判断したため、補欠社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 桶師修氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 桶師修氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- 当社は、全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償請求によって生じる損害を、当該保険契約により填補することとしております。桶師修氏が監査役に就任した場合には、同氏は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、2026年4月に当該保険契約を更新する予定であります。
- 以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におきましては、観光需要の高まりが見られたものの、諸物価の上昇など、注視が必要な状況が続きました。

このような中、当社グループでは、沿線の市町や事業者、同業他社と連携した誘客活動を積極的に展開し、地域の活性化と収益の確保に努めました。また、適正な運賃、料金への見直しのほか、効率的な事業運営、有機的な統制を図るべく組織改定を実施するなど、持続可能な経営基盤の構築に向けた取り組みを推進いたしました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は5,276百万円（前期比7.4%増）、営業利益は304百万円（前期は16百万円の営業利益）、経常利益は270百万円（前期は19百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純利益は115百万円（前期比24.9%増）となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりです。

鉄道事業

鉄道事業におきましては、輸送の安全性向上を図るため、設備面では連動装置更新工事や落橋防止装置設置工事、第4種踏切道の安全対策工事などを実施するとともに、異常時訓練や警察・消防機関との共同訓練の実施、安全指導による従業員の意識向上に取り組みました。

旅客部門では、10月に旅客運賃の改定を行ったほか、鉄道の魅力を活かした体験型イベントの開催や夜行貸切列車の運行、各種記念乗車券類の発売など、積極的な営業施策に取り組みました。これらにより、定期・定期外旅客の人員及び収入は前期に比べ増加いたしました。

貨物部門では、輸送量が減少したことにより、貨物収入は前期に比べ減少いたしました。

その他、受託工事の増加等により、運輸雑収が増加いたしました。

営業費用は、電力費や修繕費などが前期に比べ増加いたしました。

この結果、営業収益は3,426百万円（前期比6.4%増）、営業利益は17百万円（前期は143百万円の営業損失）となりました。

不動産事業

不動産事業におきましては、賃貸収入が駐車場の稼働率向上などにより前期に比べ増加した一方、請負工事収入は前期に比べ減少いたしました。

営業費用は、売上原価が前期に比べ減少いたしました。

この結果、営業収益は373百万円（前期比1.0%増）、営業利益は225百万円（同22.3%増）となりました。

観光事業

観光事業におきましては、天候に恵まれたほか、料金改定の効果もあり、長瀬ラインくだりや宝登山ロープウェイなどの各施設の収入は前期に比べ増加いたしました。

この結果、営業収益は494百万円（前期比16.6%増）、営業利益は43百万円（前期は1百万円の営業損失）となりました。

卸売・小売業

卸売・小売業におきましては、コンビニエンスストアや駅売店などの収入が前期に比べ増加いたしました。

営業費用は、人件費などが前期に比べ増加いたしました。

この結果、営業収益は625百万円（前期比3.7%増）、営業利益は17百万円（同21.4%減）となりました。

その他事業

建設・電気工事業におきましては、完成工事高が増加いたしました。バス事業におきましては、高速乗合バスの新規路線運行開始などにより増収となったものの、依然として厳しい状況が続きました。

この結果、営業収益は769百万円（前期比9.5%増）、営業利益は6百万円（前期は54百万円の営業損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

鉄道事業

川本架道橋落橋防止装置設置工事	61,400千円
大麻生No.9踏切道拡幅工事に伴う支障物移転工事	47,922千円
行田市No.1踏切道拡幅工事に伴う支障物移転工事（踏切関係）	42,714千円
駅自動券売機設置工事	33,321千円
行田市No.1踏切道拡幅工事に伴う軌道工事	31,717千円
行田市No.1踏切道拡幅工事に伴う支障物移転工事（電線路）	21,524千円
大麻生No.9踏切道及び大麻生No.8踏切道の拡幅統廃合整備	19,110千円
高崎線乗越橋梁マクラギ交換工事	17,551千円
電動機（TKM-82）更新工事	11,177千円

その他の事業におきましては、特記すべき事項はありません。

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設拡充

鉄道事業

継電連動装置更新工事

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、鉄道事業を柱として事業展開しており、公共交通機関としての「安全・安心・安定」を維持できる事業者であることが使命であり、輸送の安全、無事故無災害の達成を最優先課題に掲げております。この課題の達成に向け、安全面における計画的な設備投資や従業員への教育などソフト・ハード両面における取り組みを更に強化してまいります。第4種踏切道の安全対策につきましては、緊急追加対策として昨年7月までに人感音声再生機を全箇所を設置いたしました。関係者との協議を継続し、より有効な対策を検討、実行してまいります。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、当社沿線における居住人口の減少のほか、諸物価の高騰、人件費や金利の上昇など、引き続き不透明な状況にあります。このような中、安定した経営基盤の構築に向け、組織改編や適正な運賃・料金への見直し、人財への投資など諸施策を進めてまいりましたが、今後も持続可能な成長を見据え、以下のとおり取り組んでまいります。

鉄道事業では、積極的な営業施策の継続に加え、輸送の効率化と収益の拡大の両面から地方鉄道の「あるべき姿」を検討し、いわゆる「改正地域交通法」により創設、拡充された枠組みの有効な活用の道を探ってまいります。

観光事業では、今秋、連結子会社である宝登興業株式会社と合併することいたしました。これにより、長瀬地域において観光事業体制を一元化し、組織運営の更なる効率化・最適化を図ります。今後も、当社グループの総力を結集して、沿線観光地の魅力向上に取り組んでまいります。

不動産事業では、駅前を中心とした不動産について、地域の発展と当社の事業性の両面から有効な活用方法を検討し実行してまいります。

他方、今後の持続可能な成長を実現するためには、「人財」への投資は必要不可欠であり、専門知識や経験を有する人財を育成するとともに、就業環境の改善を図り、従業員にとって魅力ある会社づくりを進めてまいります。

また、お客様サービスの向上、地域社会との連携などにより、株主の皆様や沿線の市町、住民の皆様に、当社グループに対する良き理解者となってもらえるよう努め、信頼を積み重ねてまいります。

今後も、積極的な営業施策や一層の経営効率化による安定した利益の計上と強固な経営基盤の構築を図り、また、地域社会とともに持続的に発展することにより、企業価値向上に努めてまいります。

(6) 財産及び損益状況の推移

区 分	第199期 (2021年度)	第200期 (2022年度)	第201期 (2023年度)	第202期 (当期) (2024年度)
営業収益 (千円)	4,352,172	4,688,280	4,913,066	5,276,389
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△192,532	△311,771	19,672	270,069
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△) (千円)	△47,722	△5,046,299	92,571	115,590
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	△32.12	△3,397.03	62.32	77.82
総資産 (千円)	23,703,161	16,954,399	16,453,153	16,899,816

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
秩父鉄道観光バス株式会社	100,000	100.0	バス事業、旅行業
宝 登 興 業 株 式 会 社	60,000	100.0	索道事業、動物園業
株 式 会 社 秩 父 建 設	25,000	100.0	建設・電気工事業
株 式 会 社 秩 鉄 商 事	22,200	100.0	卸売・小売業

(注) 1. 出資比率には、子会社を通じての間接所有分を含んでおります。

2. 当社の連結子会社は上記の4社であり、非連結子会社は2社であります。

(8) 主要な事業内容及び事業所（2025年3月31日現在）

当社グループは鉄道事業を中核とし、不動産事業、観光事業、卸売・小売業、その他の事業を展開しております。

鉄道事業	当社 羽生～熊谷～三峰口駅間（71.7㌔） 武川～三ヶ尻駅間（貨物専用 3.7㌔） 車両数 電車53両、客車4両、電気機関車16両、私有電気機関車 1両、貨車6両、私有貨車128両、蒸気機関車1両 駅数 40駅（埼玉県）
不動産事業	当社 賃貸・分譲・請負事業 営業所数 1ヵ所（埼玉県）
観光事業	当社 遊船・飲食・土産品販売業 宝登興業株式会社 索道事業、動物園業 車両数（搬器）2両 駅数 2駅（埼玉県）
卸売・小売業	株式会社秩鉄商事
その他	
バス事業、旅行業	秩父鉄道観光バス株式会社 貸切バス事業、特定バス事業、乗合バス事業、旅行業 バス営業所数 2ヵ所（埼玉県） 旅行業営業所数 4ヵ所（埼玉県） 車両数 26両 （大型16両・中型2両・小型2両・特定小型6両） （注）車両数には、リース資産を含めて記載しております。
建設・電気工事業	株式会社秩父建設

(9) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末比増減数
鉄道事業	253名（48名）	△1名（1名）
不動産事業	6名（0名）	0名（0名）
観光事業	34名（18名）	1名（1名）
卸売・小売業	8名（16名）	1名（1名）
その他の	75名（26名）	△6名（6名）
全社（共通）	19名（15名）	△9名（1名）
合計	395名（123名）	△14名（10名）

（注） 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
294名(73名)	△8名(3名)	41.08歳	20.07年

（注） 1. 組合専従者は除いております。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
	千円
株式会社埼玉りそな銀行	1,324,230
株式会社群馬銀行	963,020
株式会社日本政策投資銀行	942,870
株式会社足利銀行	538,550
埼玉県信用金庫	425,750
株式会社武蔵野銀行	409,220
株式会社みずほ銀行	152,740
株式会社東和銀行	139,980
株式会社商工組合中央金庫	84,970

2. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 4,000,000株

(2) 発行済株式の総数 1,485,318株
(自己株式14,682株を除く)

(3) 株主数 1,655名

(4) 大株主

株主名	持株数 株	持株比率 %
太平洋セメント株式会社	497,828	33.52
有恒鉱業株式会社	213,624	14.38
二反田 静太郎	48,900	3.29
株式会社埼玉りそな銀行	31,824	2.14
山 腰 玲 子	26,900	1.81
中 村 幸 久	24,200	1.63
諸 井 恒 一	16,103	1.08
株式会社武蔵野銀行	16,000	1.08
柿原林業株式会社	10,800	0.73
東武鉄道株式会社	10,033	0.68

(注) 1. 当社は自己株式を14,682株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況
該当する事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	牧 野 英 伸	
取 締 役	坂 本 昌 己	鉄道事業本部担当 鉄道事業本部長兼鉄道企画室長
取 締 役	鷹 啄 泰 則	観光事業本部、人事部、不動産事業部担当 観光事業本部長兼人事部長
取 締 役	中 山 高 明	18頁(4)①に記載のとおりです。
取 締 役	會 田 哲 也	19頁(4)②に記載のとおりです。
常 勤 監 査 役	根 岸 俊 介	19頁(4)③に記載のとおりです。
監 査 役	中 谷 内 茂 樹	20頁(4)④に記載のとおりです。
監 査 役	正 田 孝 之	

- (注) 1. 取締役中山高明氏及び會田哲也氏は、社外取締役であります。
なお、当社は中山高明氏及び會田哲也氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役根岸俊介氏及び中谷内茂樹氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中谷内茂樹氏は、2024年6月26日開催の第201期定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
4. 監査役林俊宏氏は、2024年6月26日開催の第201期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、全ての取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる、会社役員としての業務遂行に起因する損害賠償請求によって生じる損害を、当該保険契約により填補することとしております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業 績 連 動 等 報 酬	非 金 銭 等	金 銭 等	
取 締 役 (うち社外取締役)	23,880 (1,200)	23,880 (1,200)	— (—)	— (—)	— (—)	5 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	11,220 (7,620)	11,220 (7,620)	— (—)	— (—)	— (—)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	35,100 (8,820)	35,100 (8,820)	— (—)	— (—)	— (—)	9 (5)

- (注) 1. 上表には2024年6月26日開催の第201期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬には執行役員に係る支給額は含まれておりません。
3. 期末現在の人員は、取締役5名、監査役3名であります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、1990年6月28日開催の第167期定時株主総会において月額10,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、1990年6月28日開催の第167期定時株主総会において月額3,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

取締役及び監査役の報酬体系は、固定報酬のみで構成され、その額は役位に応じて設定しております。

なお、当事業年度における当社の取締役の報酬等の額については、2023年6月28日、2024年6月26日開催の取締役会の決議により決定しております。また、監査役の報酬等の額については、それぞれの選任後に開催された監査役会において監査役の協議により決定しております。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月25日開催の第739回取締役会において、取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

- a. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）
当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて総合的に勘案して決定するものとする。
- b. 報酬等の種類ごとの割合の決定方針
報酬等の種類ごとの比率の目安は以下のとおりとする。
基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝100：0：0
- c. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については、上記の方針に基づき取締役会において審議の上、取締役会決議により決定するものとする。

④ 社外役員が親会社又は子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 中山 高明

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

寶登山神社 名誉宮司

寶登山神社と当社との間には特別な関係はありません。

(ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

(ニ) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主に寶登山神社名誉宮司として当社沿線の発展に深く関わっており、長年の経験・見識等を反映していただいております。また、客観的な幅広い助言等を行うなど適切な役割を果たしております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

② 取締役 會田 哲也

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

(ニ) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度において開催された取締役会13回のうち13回に出席いたしました。主に弁護士としての企業法務に関する豊富な経験・見識等を活かし、幅広い視点からの助言を行うなど適切な役割を果たしております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

③ 監査役 根岸 俊介

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係

該当する重要な事項はありません。

(ニ) 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に、また、監査役会13回のうち13回に出席し、議案等審議に必要な発言を適宜行っております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

④ 監査役 中谷内 茂樹

(イ) 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当する重要な事項はありません。

(ロ) 他の会社の社外役員等の兼職状況

- ・小野田化学工業株式会社 取締役
- ・エバタ株式会社 取締役
- ・屋久島電工株式会社 監査役

なお、小野田化学工業株式会社、エバタ株式会社及び屋久島電工株式会社は、主要株主である太平洋セメント株式会社の関係会社であります。

(ハ) 主要取引先等特定関係業者と当社との関係

主要な取引先である太平洋セメント株式会社の業務執行者で事業企画管理部に勤務しております。

(ニ) 当事業年度における主な活動状況

2024年6月26日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回に、また、監査役会10回のうち10回に出席し、議案等審議に必要な発言を適宜行っております。

(ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社と会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(5) 執行役員について

当社は、執行役員制度を導入しております。2025年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
常 務 執 行 役 員	坂 本 昌 己	鉄道事業本部
執 行 役 員	鷹 啄 泰 則	観光事業本部、人事部、不動産事業部
執 行 役 員	佐 藤 伸	内部監査室・総務部
執 行 役 員	荒 船 慎 一	運輸部・技術部

(注) 坂本昌己氏及び鷹啄泰則氏は、取締役を兼務しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

- (注) 1. 当社は、会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,030,781	流 動 負 債	3,988,936
現 金 及 び 預 金	1,077,750	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	527,812
受取手形、売掛金及び契約資産	436,232	短 期 借 入 金	755,000
分 譲 土 地 建 物	93,098	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	1,438,682
商 品 及 び 製 品	34,288	未 払 法 人 税 等	34,804
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	177,186	未 払 消 費 税 等	76,390
そ の 他	216,385	契 約 負 債	109,513
貸 倒 引 当 金	△4,159	賞 与 引 当 金	203,711
固 定 資 産	14,869,034	そ の 他	843,021
有 形 固 定 資 産	14,681,167	固 定 負 債	7,907,321
建 物 及 び 構 築 物	2,967,588	長 期 借 入 金	3,332,599
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	303,290	繰 延 税 金 負 債	14,544
土 地	10,993,233	再評価に係る繰延税金負債	3,171,959
そ の 他	417,054	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,053,673
無 形 固 定 資 産	14,596	特 別 修 繕 引 当 金	107,100
投 資 そ の 他 の 資 産	173,271	長 期 預 り 金	103,916
投 資 有 価 証 券	111,793	そ の 他	123,527
繰 延 税 金 資 産	17,002	負 債 合 計	11,896,257
そ の 他	65,920	純 資 産 の 部	
貸 倒 引 当 金	△21,444	株 主 資 本	△2,014,127
資 産 合 計	16,899,816	資 本 金	750,000
		資 本 剰 余 金	29,459
		利 益 剰 余 金	△2,761,310
		自 己 株 式	△32,276
		その他の包括利益累計額	7,017,686
		その他有価証券評価差額金	49,759
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,945,670
		退職給付に係る調整累計額	22,256
		非 支 配 株 主 持 分	—
		純 資 産 合 計	5,003,559
		負 債 純 資 産 合 計	16,899,816

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額
営業	業 収 益		5,276,389
営業	業 費		
運輸業等	営業費及び売上原価	3,702,370	
販売費及び一般管理費		1,269,048	4,971,419
営業	業 利 益		304,969
営業	業 外 収 益		
受取利息		477	
受取配当金		1,935	
土地物件貸付料		20,025	
その他		7,486	29,924
営業	業 外 費 用		
支払利息		55,549	
その他		9,275	64,824
経常	利 益		270,069
特別	利 益		
固定資産売却益		6,807	
工事負担金等受入額		162,989	
補助金受入額		28,536	198,333
特別	損 失		
固定資産圧縮損		191,525	
減損損失		136,670	328,196
税金等調整前当期純利益			140,206
法人税、住民税及び事業税		22,335	
法人税等調整額		2,140	24,475
当期純利益			115,730
非支配株主に帰属する当期純利益			139
親会社株主に帰属する当期純利益			115,590

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,428,327	流 動 負 債	3,655,604
現 金 及 び 預 金	618,187	短 期 借 入 金	725,000
未 収 運 賃	80,275	1年内返済予定の長期借入金	1,338,370
未 収 金	412,323	リ ー ス 債 務	5,404
未 収 収 益	36,351	未 払 金	877,517
分 譲 土 地 建 物	93,098	未 払 払 費 用	231,783
商 品 及 び 製 品	1,628	未 払 法 人 税 等	17,761
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	164,635	未 払 消 費 税 等	48,896
前 払 金	405	契 約 負 債	109,513
前 払 費 用	12,711	前 受 り 金	29,435
そ の 他	9,755	預 り 連 絡 運 賃	86,848
貸 倒 引 当 金	△1,044	賞 与 引 当 金	13,073
固 定 資 産	14,627,076	固 定 負 債	172,000
鉄 道 事 業 固 定 資 産	10,874,413	長 期 借 入 金	7,641,996
不 動 産 事 業 固 定 資 産	2,618,668	リ ー ス 債 務	2,917,960
観 光 事 業 固 定 資 産	203,161	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	10,017
各 事 業 関 連 固 定 資 産	561,184	退 職 給 付 引 当 金	3,174,747
建 設 仮 勘 定	247,798	特 別 修 繕 引 当 金	1,046,937
投 資 そ の 他 の 資 産	121,850	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	107,100
投 資 有 価 証 券	49,426	長 期 預 り 金	237,000
関 係 会 社 株 式	57,213	そ の 他	103,916
出 資 金	2,013		44,317
長 期 貸 付 金	15,000	負 債 合 計	11,297,600
長 期 未 収 金	21,310	純 資 産 の 部	
そ の 他	13,198	株 主 資 本	△2,216,435
貸 倒 引 当 金	△36,310	資 本 剰 余 金	750,000
資 産 合 計	16,055,404	資 本 本 準 備 金	14,162
		資 本 準 備 金	14,106
		そ の 他 資 本 剰 余 金	55
		利 益 剰 余 金	△2,948,321
		利 益 準 備 金	175,113
		そ の 他 利 益 剰 余 金	△3,123,434
		諸 井 恒 平 氏 記 念 資 金	5,100
		頌 徳 会 基 金	5,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△3,133,534
		自 己 株 式	△32,276
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	6,974,238
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	22,200
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,952,037
		純 資 産 合 計	4,757,803
		負 債 純 資 産 合 計	16,055,404

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
鉄 道 業 事 業 収 益	営 営	業 業	業 業	3,426,451	17,053
				3,409,398	
不 動 産 業 事 業 収 益	営 営	業 業	業 業	373,895	225,309
				148,586	
観 光 業 事 業 収 益	営 営	業 業	業 業	254,109	7,406
				246,703	
全 事 業 外 営 業 業 業 利 利 益	営 営	業 業	業 業		249,768
受 受 土 貸 そ 営 業 支 出 そ 経 特 特	受 受 土 貸 そ 営 業 支 出 そ 経 特 特	取 取 地 倒 引 業 外 向 者 人 常 別 助 事 負 金 担 損 損 固 減 係 会 社 事 業 損 失 引 金 繰 入 税 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 利	利 当 貸 戻 付 入 費 用 利 負 担 利 益 入 入 失 縮 損 失 額 入 益 税 益	552	25,481
				926	
営 業 支 出 そ 経 特 特	営 業 支 出 そ 経 特 特	取 取 地 倒 引 業 外 向 者 人 常 別 助 事 負 金 担 損 損 固 減 係 会 社 事 業 損 失 引 金 繰 入 税 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 利	利 当 貸 戻 付 入 費 用 利 負 担 利 益 入 入 失 縮 損 失 額 入 益 税 益	21,190	70,547
				316	
営 業 支 出 そ 経 特 特	営 業 支 出 そ 経 特 特	取 取 地 倒 引 業 外 向 者 人 常 別 助 事 負 金 担 損 損 固 減 係 会 社 事 業 損 失 引 金 繰 入 税 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 利	利 当 貸 戻 付 入 費 用 利 負 担 利 益 入 入 失 縮 損 失 額 入 益 税 益	2,496	204,703
				47,221	
営 業 支 出 そ 経 特 特	営 業 支 出 そ 経 特 特	取 取 地 倒 引 業 外 向 者 人 常 別 助 事 負 金 担 損 損 固 減 係 会 社 事 業 損 失 引 金 繰 入 税 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 利	利 当 貸 戻 付 入 費 用 利 負 担 利 益 入 入 失 縮 損 失 額 入 益 税 益	15,737	191,525
				7,587	
営 業 支 出 そ 経 特 特	営 業 支 出 そ 経 特 特	取 取 地 倒 引 業 外 向 者 人 常 別 助 事 負 金 担 損 損 固 減 係 会 社 事 業 損 失 引 金 繰 入 税 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 利	利 当 貸 戻 付 入 費 用 利 負 担 利 益 入 入 失 縮 損 失 額 入 益 税 益	28,536	331,602
				162,989	
営 業 支 出 そ 経 特 特	営 業 支 出 そ 経 特 特	取 取 地 倒 引 業 外 向 者 人 常 別 助 事 負 金 担 損 損 固 減 係 会 社 事 業 損 失 引 金 繰 入 税 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 利	利 当 貸 戻 付 入 費 用 利 負 担 利 益 入 入 失 縮 損 失 額 入 益 税 益	191,525	64,626
				136,576	
営 業 支 出 そ 経 特 特	営 業 支 出 そ 経 特 特	取 取 地 倒 引 業 外 向 者 人 常 別 助 事 負 金 担 損 損 固 減 係 会 社 事 業 損 失 引 金 繰 入 税 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 利	利 当 貸 戻 付 入 費 用 利 負 担 利 益 入 入 失 縮 損 失 額 入 益 税 益	3,500	1,890
営 業 支 出 そ 経 特 特	営 業 支 出 そ 経 特 特	取 取 地 倒 引 業 外 向 者 人 常 別 助 事 負 金 担 損 損 固 減 係 会 社 事 業 損 失 引 金 繰 入 税 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 利	利 当 貸 戻 付 入 費 用 利 負 担 利 益 入 入 失 縮 損 失 額 入 益 税 益		62,736

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月26日

秩父鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	島	義	浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	筑	紫	徹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、秩父鉄道株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、秩父鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 5 月26 日

秩父鉄道株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北関東事務所

指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	島	義	浩
業 務 執 行 社 員				
指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	筑	紫	徹
業 務 執 行 社 員				

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、秩父鉄道株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第202期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第202期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査担当部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月29日

秩父鉄道株式会社 監査役会
常勤監査役 根岸俊介 ㊞
(社外監査役)
社外監査役 中谷内茂樹 ㊞
監査役 正田孝之 ㊞

以上

ご案内図

会 場 埼玉県熊谷市曙町一丁目1番地
秩父鉄道株式会社 本社会議室

交 通 秩父鉄道・J R 高崎線・上越新幹線
熊谷駅南口より徒歩2分

